

2010年(平成22年) 1月17日発行

発行/名張市企画財政部広報対話室 〒518-0492 名張市鴻之台1-1
☎0595-63-7402 ㊚64-2560 ㊚info@city.nabari.mie.jp
http://www.city.nabari.lg.jp
携帯版 http://www.city.nabari.lg.jp/m_index.htm
バーコード読み取り対応の携帯電話端末から携帯版へ



▶ 主な内容 P2…税の申告 P3-6…市議会だより P7…市政トピックス P8…特定商取引法・割賦販売法の改正ポイント

災害時要援護者登録 対象者

- ▼身体障害者で肢体1・2級、視覚1・2級、聴覚2級の人
- ▼精神障害者で1級の人
- ▼知的障害者で療育手帳A判定の人
- ▼要介護等認定者で要介護3以上の人
- ▼70歳以上の高齢者のみの世帯

※施設、病院などに長期入所・入院している人を除く

◎上記対象者以外でも、「災害時に自力で行動することが困難だ」という人は、申請いただくと災害時要援護者として登録します。詳しくは、問い合わせ先へご連絡ください。

登録方法

対象者には、2月中旬に災害時要援護者登録申請書(兼個人情報提供の同意書)を送付予定ですので、これを市へ提出してください。

「共助」の取組みを全地域に広めていきたい

阪神・淡路大震災では、消防などによる救助・救出には限界があり、全ての被災地域には駆けつけられない状況でした。一刻を争う中、ほとんどの人は、自力で、あるいは家族や近隣の人に助けられました(下グラフ参照)。このよ

うに、大規模災害時は、自分の身は自分で守る「自助」や、地域で助け合う「共助」が不可欠です。市内では、一部の地域で、災害時に助けが必要となる人を支援する仕組みづくりが進められています。市では、こうした取組みを全地域に広めていきたいと考えています。また、すでに災害時要援護

災害時要援護者支援制度を2月にスタートさせます。

この制度は、「災害時要援護者の要望」と「ご近所の皆さんの温かい善意」が一致してはじめて成り立ちます。すでに、地域が主体となっており、こうした体制づくりを進めているところもありますが、この制度により、全市民的に災害時要援護者支援の取組みを広めていきます。

2月から災害時要援護者支援制度をスタート 高齢者や障害者など、災害時に 避難が困難な人を事前に把握。 避難が困難な人を事前に把握。 地域の助け合いにつなげます。

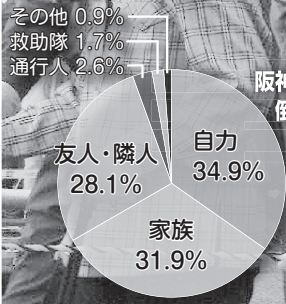
災害時要援護者名簿は、地域の助け合いに活用されます

災害時要援護者名簿は、登録時に個人情報提供の同意を得た上で取りまとめ、市から地域の代表者(区長や自治会長、民生委員児童委員など)へ提供します。地域では、支援体制が整い次第、名簿に基づいて要援護者のお宅を訪問し、「災害時にどういった支援が必要か」などをお聴きしながら

者対策に取り組んでいる地域からは、「要援護者の把握が難しい」「名簿作りの同意を得るのが困難」といったご意見が市に寄せられていました。そこで、市の役割として、災害時要援護者の登録(名簿作成)を行うことにしました。

阪神・淡路大震災で倒壊建物の中からだれに助けられたか?

出典：財消防科学総合センター「地震…その時に備えて(地域防災編)」



ら、個別台帳(安否確認シート)を作成します(年1回程度更新)。個人情報保護は、地域でルールを定め、厳重に管理されます。災害発生時は、各地域の支援体制の中で、個別台帳に基づき、安否確認や避難所への誘導などが行われます。より迅速な支援に結びつけるためにも、登録対象者や災害時に助けが必要だと思ふ皆さんは、積極的に登録をお願いします。

ただ、この制度は、地域の助け合いによって少しでも災害時の被害を減らすとするものです。登録すれば必ず支援を受けられるとは限りませんし、支援する地域の皆さんが責任を負うものでもありません。支援を希望する皆さんも、普段から地域とのかかわりをもったり、防災訓練などの地域行事に参加したりと、コミュニケーションをとっておくことが大切です。

昨年10月の市総合防災訓練での地域の皆さんによる避難訓練より